



各建設工事発注機関の長 殿

厚生労働省北海道労働局長



建設工事着工期労働災害防止運動の実施について

日頃より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道内の建設業における令和元年の労働災害の発生状況は、令和2年2月末現在の速報値をみますと死傷者数は917人と前年同期に比べ33人減少したものの、死亡者数は前年同期に比べ3人増加して20人となったところです。

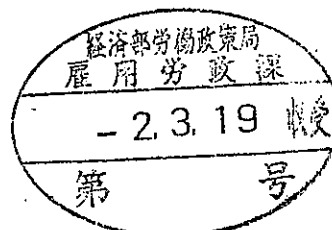
労働災害防止を図るためには、建設工事現場が動き出す着工期に安全衛生教育の充実、安全衛生管理体制の再確認及び安全意識の定着を図ることが重要です。

このため、「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、本年も別添実施要綱のとおり「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

つきましては、同運動の趣旨を御理解いただき、貴機関が発注した建設工事の施工業者に対して、積極的な周知について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

○ リーフレット等は、北海道労働局ホームページに掲載します。

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>建設業の労働災害防止について



【担当 安全課】